

放置自動車の法的処理について

土 田 哲 也

Legal Disposal of Left Motorcars

Tetsuya Tsuchida

Abstract

Takamatsu City and Kagawa Prefecture have enacted by-laws on legal disposal of left motorcars. And Act on Recycle of Motorcars (2002) has been enacted and is in force. I introduce proceeding to scrap left motorcars according to two by-laws and recycle system according to Act. In addition explanation I give my some opinion (with regard to obligation of users, charging recycle cost, watching and prevention intentional leaving cars).

1. はしがき

大量生産、大量消費の落とし子であるゴミ問題は、益々社会の重い課題になっている。棄てられるゴミも大型化し、自動車までも含まれるようになった。自動車は、人や物を運ぶ有益な手段であるが、老朽化してくると、所有者が適切な処理をしないで乗り捨て遺棄することが増えてきた。高松市は、四国で最初、全国でも2、3番目にこの問題に対処する制度を構築し、運用をしている。香川県も、平成17年から同様な制度を構築・運用を始めた。また、平成14年には、いわゆる自動車リサイクル法が制定・施行されている。本稿は、高松市及び香川県の担当課から提供いただいた資料⁽¹⁾と、高松市の関係委員会の委員として経験したことを基にして、条例に基づく放置自動車の廃棄処分システムと自動車リサイクル法の内容を紹介するとともに若干の考察を試みたものである。

2. 高松市の制度

高松市は、平成5年3月25日、「高松市放置自動車の発生の防止および適正な処理に関する条例」（以下「市条例」という）と「高松市放置自動車の発生の防止および適正な処

2006・1・6 高松大学経営学部マネジメントシステム学科教授

理に関する条例施行規則」（以下「市規則」という）を制定し、同年7月1日から施行した。この条例及び規則の内容は以下のとおりである。

1 用語の意味

「放置自動車」とは、公共の場所に放置されている自動車で、道路運送車両法による運行に必要な自動車登録番号票もしくは車両番号票を取り付けていないもの、または自動車検査証がその効力を失っているもの、その他自動車としての機能の一部または全部を失った状態にあるものである（市条例2条4号）。「公共の場所」とは、道路、公園、公営住宅その他国または公共団体が設置し、または管理する場所をいう（市条例2条1号）。

「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（2輪車を含む125CCを越える車両）をいう。「放置」とは、自動車が正当な理由なく相当な期間（市規則2条により10日以上）にわたり置かれていることをいう。

2 放置自動車の処理手続き

市民から放置自動車を発見したとの情報が提供されると、市長は、必要に応じ当該自動車の状況、所有者等の調査を行う。その結果、所有者等が判明したときは、市長は、当該所有者等に対し、撤去勧告書によって撤去を勧告する。勧告を受けた者が撤去しないときは、市長は、撤去命令書により撤去を命令する。命令に違反した者は20万円以下の罰金に処せられる。法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し同じ罰金刑が科される。

市長は、調査を行ったにもかかわらず⁽²⁾所有者を確認できなかったときは、高松市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物と認定する旨の告示を行い、告示を行った日から2週間経過すれば当該自動車を廃物（放置自動車で自動車として本来の用に供することが困難な状態にあるもの）と認定できる。認定したときは、処分（廃物を撤去し、最終処分し、必要な措置をする）ことができる。

3 廃物判定委員会

廃物判定委員会は、①自動車に関する専門的な知識を有する者、②学識経験者、③市民代表、④市職員、⑤その他市長が必要と認める者、のうちから15人以内で構成され（当初

12人が委嘱された）、任期は2年である。任務は、放置自動車の廃物判定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査、判定を行うこと、である。発足後、平成8年7月から1号委員2名のうち1名が本務退職に伴って退任し、委員数は11名になった。さらに、平成9年7月9日の委員会からは4号委員であった市民部長、環境部長、土木部長が、市の附属機関の見直しに伴い任命されなくなり、委員数は8名に縮小された。また事務局も土木監理課から交通安全対策課に変更になった。

4 処理実績

平成5年度から平成16年度までの情報受付件数及び処理件数は以下のとおりである。

(交通安全対策課提供の資料による)

年 度	情報受付数	撤 去 済 件 数		
		処 理	自主撤去	計
平成5年度	217	52	119	171
平成6年度	70	40	53	93
平成7年度	74	22	39	61
平成8年度	56	31	36	67
平成9年度	81	31	51	82
平成10年度	63	40	33	73
平成11年度	126	63	52	115
平成12年度	104	89	31	120
平成13年度	112	80	25	105
平成14年度	90	72	27	99
平成15年度	101	72	23	95
平成16年度	55	36	24	60
計	1,149	628	513	1,141

3. 香川県の制度

香川県は、平成17年2月1日より、「香川県放置自動車の処理に関する条例」（以下県条例という）及び「香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則」（以下県規則という）を施行している。この条例及び規則の内容は以下のとおりである。

1 用語の意義

「自動車」とは、道路運送車両法2条2項に規定する自動車をいう。「放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。

「放置自動車」とは、放置されている自動車をいう。「所有者等」とは、自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう（県条例2条）。

2 放置自動車の処理手続き

①県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき、②特に良好な景観の維持を図るべき地域として県規則で定めるもの（県規則3条参照）に放置自動車がある場合であって、その放置されている場所の土地を有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があったときは、知事はその職員に対し、放置自動車の撤去を促すための警告書を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態等の調査をさせる（県条例5条）。その際、放置自動車により生活環境の保全上著しい支障が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該自動車を移動し保管することができる（県条例6条）。知事は、放置自動車の所有者等に対して、期限を定めて、当該放置自動車の撤去その他必要な措置をとるべきことを勧告する。勧告を受けた者がその措置をとらなかったときは、措置をとるべきことを命ずることができる（県条例7条）。

調査の結果、放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときは、警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過し、かつ以下の基準に適合すると認めるときは、知事は、必要に応じ「香川県放置自動車廃物認定委員会」の意見を聴き、放置自動車の種別、車名、型式、塗色及び車台番号、放置場所、警告書をはり付けた日、等の事項を公示したのち、14日を経過した日以後に当該自動車を廃物と認定できる（県条例8条、9条1項）。その基準とは、①自動車登録番号票がないか識別できないこと、②車両番号票がないか識別できないこと、③自動車の走行に必要な装置の主要部分が破損若しくは腐食し、又は滅失していること、である。

放置自動車が基準に適合すると認めることが困難なため廃物認定できないときは、放置自動車の種別、車名、型式、車台番号、放置場所等県条例8条3項に掲げる事項、判明している時は自動車登録番号、又は車両番号、公示の日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分する旨等の事項を公示し、この6月を経過してもなお撤去されないときは、

当該自動車を処分することができる（県条例9条）。

3 廃物認定委員会

香川県放置自動車廃物認定委員会は、知事の諮問に応じ、廃物認定、市町の要請に応じ県が行う技術的な助言、その他放置自動車の処理に関する専門の事項を調査審議するのが任務で、専門的知識を有する者の内から8人以内を知事が委嘱することになっており、任期は2年で再任可能である（県条例11条）。

4 処理実績

廃物認定委員会によって廃物と認定されたのは、これまでに9台ある。

4. 若干の考察

高松市の場合、放置自動車として情報が受け付けられたもののうち、自主撤去された割合は、45%であり、55%は手続きを経て処分されている。制度の内容や処理実績は、高松市の広報紙で年度ごとに周知されているのに、放置が続くのは、解決すべき問題が残っているように思われる。以下に若干の検討をしてみたい。

廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を目的として、平成14年7月5日に自動車リサイクル法（「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、以下「法」という）が成立し、現在本格施行されている。平成6年に廃掃法（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）の施行令が改正され、翌年から自動車のシュレッダーダストを安定型処分場に捨てられなくなったため、処分費用が高騰する一方、鉄くずの価格が下がり、市場に委ねていたのでは有価で循環しない状況になってきたため、廃車の不法投棄のおそれが生じたことが、新たなリサイクル制度を構築する必要を促し、自動車リサイクル法の制定となったとされている。⁽³⁾

この法律で、自動車所有者は、使用済みになった自動車を引取業者に引き渡す義務を負うことになった（法8条）。リサイクル（フロン類の回収・破壊並びにエアバッグ及びシュレッダーダストのリサイクル）に必要な費用については、自動車の所有者に負担を求めるとし、負担の時期は制度施行後に販売される自動車については新車販売時（法73条1項）、制度施行時の既販売車については最初の車検時（附則8条）までとされた。

従来、人知れず放置すれば誰かが処分するだろうと横着を決め込む者がいたのは事実で

あったから、これからは変わることを期待したい。そのためには、運輸局はもとより、自動車販売会社、自動車教習所、免許センターも自動車所有者、免許取得者等に対し、根気強く徹底を図るべきである。

これまでは、自動車を転々譲渡した場合、登録が有効期間内にある間は譲受人が登録変更しないで、名義がないから追跡されないと考えて放置し、譲渡した者は所有権がないから責任はないとして知らぬ顔をするという形で、登録票を付けたまま放置するケースが増えてきていた。自動車運送車両法15条に基づく「永久抹消登録」は、他の必要書類とともに、登録している自動車が自動車リサイクル法に基づき適正に解体処理された報告を受けて（解体にかかる移動報告番号及び解体報告記録がなされた日を申請書に記入することになっている）15日以内に申請することになった。従来は、実際に廃棄処分したことを申請者が証明し陸運事務所が確認する手続きになっていなかったもので、廃棄のための手続きが改善されたといえる。ただ、同法16条による「一時抹消登録」は、自動車を運行する余地を残すための手続きであるので、費用負担を免れるためこの手続きが悪用されて自動車が放置されないか懸念は残る。

自動車リサイクル法では、「自動車製造業者、輸入業者」は、自ら製造または輸入した自動車が使用済となった場合、それから発生する特定再資源化等物品（シュレッターダスト、フロン類、エアバッグ類）を引き取り、再資源化を適正に行う義務があるとされ、「引き取り業者」（自動車販売、整備業者等）は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す義務を負うとされ、「フロン類回収業者」は、フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す義務を負うとされ、「解体業者」は、解体にあたり有用な部分（タイヤ、バッテリー等）を分離してリサイクルを行い、エアバッグを自動車製造業者等に引き渡す義務を負うとされ、「破碎業者」は、有用な金属を分離してリサイクルを行い、シュレッターダストを製造業者等に引き渡す義務を負うとされた。⁽⁴⁾

自動車が放置される場所にはパターンがあり、そこには複数の自動車が放置されたり、撤去しても別の車が間なしに放置されることも多い。通行量の少ない道路や団地敷地内の人目の少ない所、港湾施設内、公的施設の駐車場などである。これらは点検が頻繁でないか、気付きにくい場所である。県や市が経験的に放置されそうな場所をどれだけこまめに点検できるかにかかっている。さりとてそのために人や費用をかけるのもコストの点で問題がある。放置場所の情報公開をして付近住民の協力を促すのがよいと思う。

自動車リサイクル法に対する評価のうち、リサイクル等環境適合的な車作りのインセンティブははたらくにくいとの指摘がある。EUが廃車の無償引取り（製造業者等支払い）へ進んでいるのに比べ、ユーザーが金銭支払い責任を負い、指定管理法人がそれを徴収し製造業者等がその資金を使って処理等を行うことにしたため、新車でも平均利用年数が10年程度であるから、1兆円を超える資金が指定管理法人に滞留することになる。新車については製造業者等の金銭支払責任とし、製造業者等は自己の都合の良いときから新車の販売価格に上乘せをして徴収する方が、生産者がリサイクル適合的な製品を作るインセンティブを与えられる。徴収された金の使い方を製造業者等に委ねるので、資金滞留の問題も少なくなる、というものである。⁽⁵⁾ この指摘のとおり、ユーザー負担のままでは、金銭を支払ってまでも廃棄する動機付けは難しいと思われる。

高松市では、まだ罰金を科したケースはないとのことである。所有者等の追跡・確認には手間も費用もかかるが、棄て逃げをさせない地味な取り組みを続けてほしい。香川県下では、高松市を含め5市10町で条例の制定や実施に取り組んでいるとのことである。生活ゴミから電化製品、自動車、産業廃棄物までトータルな資源の廃棄について国民が考えて廃棄をやめ、産業界も行政も取り組んでいかなければならない時代になっている。地方先行であるが、全国の自治体に広がり、ひいては国がより効果的な廃棄システムを構築することを期待したい。

注

- (1) 参考資料を提供して頂き、ヒヤリングに応じていただいたのは、佐藤一樹氏（高松市土木部交通安全対策課）、宮本義洋氏（香川県環境森林部廃棄物対策課適正処理推進主幹）、中尾 爾氏（四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官）の各氏である。改めて謝意を申し述べたい。
- (2) 自動車登録で所有者が判明した場合でも、配達証明付書留郵便を2回送付しても転居先不明で撤去勧告書が返送されてくるとか、使用していた者が外国人で既に帰国しているということもあり、自動車登録番号標等で分からないとき車庫証明の番号標を手がかりに所有者を追跡することも行われているようである。その上、自動車登録番号標を付けたまま放置される車両も増えてきており、そもそも登録番号標が放置者特定の手がかりにならない事態も生じてきていて、放置する者への自己責任を問うことは、担当者には実務上大変な労力を負担させているようである。
- (3) 大塚 直「自動車リサイクル法の評価と課題」人間環境問題研究会編・環境法研究28号36頁（2003年10月、有斐閣）。なお、自動車の商品特性としては、新車の販売が毎年600万台程度、排出される自動車が500万台程度、既販車は7,250万台程度存在し、製品としてのライフサイクルは平均で10年程度である、と紹介されている。
- (4) 大塚・前掲(2) 37－38頁。
- (5) 大塚・前掲(2) 42－43頁。

高松大学紀要
第 45 号

平成18年 3月25日 印刷
平成18年 3月28日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811